



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「戦後処理」からの脱却を目指して：高度経済成長期の外務省機構改革
Author(s)	白鳥，潤一郎
Citation	北大法学論集，65(5)，87-136
Issue Date	2015-01-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/57827
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_vol65no5_3.pdf



「戦後処理」からの脱却を目指して..
高度経済成長期の外務省機構改革

白
鳥
潤
一
郎

目次

- はじめに
- 一 外務省機構改革の流れ
- 二 「戦後処理」からの脱却という課題

- (1) 「戦後処理」 外交
 - (2) 経済外交の変化
 - 三 機構改革構想の検討
 - (1) 機構改革構想の浮上
 - (2) 機構委員会及び機構小委員会における検討開始
 - (3) 昭和四二年度予算要求と「外務省機構改革第一次改革案」
 - 四 機構改革の実現
 - (1) 「政経合体」をめぐる駆け引き
 - (2) 「政策企画」担当部局
 - (3) 改革実施方針策定
 - (4) 最終調整
- おわりに

はじめに

一九五〇年代半ばに始まる高度経済成長を経て、一九六八年、日本は西側第二位の国民総生産（GNP）を持つ経済大国となった。この時期、外務省は転機を迎えていた。

敗戦国としてその歩みを始めた戦後日本外交の課題は「戦後処理」にあった。各国との講和や経済関係の正常化、主要国際機関への加盟など「戦後処理」外交は多岐にわたるが、いずれも条約や政府間協定の締結を必要とした点に特徴

がある。「外交一元化」をめぐって外務省を再三苦しめた軍部が解体されたこともあり、外交交渉を担い、条約などの国際協定の解釈権を持つ外務省は政府内で盤石の地位にあった。しかしながら、一九六〇年代半ばになると「戦後処理」の多くは完了し、外務省に求められる役割も徐々に変化していった。それゆえ、同時期の日本外交は残された「戦後処理」の課題である沖縄返還と日中国交正常化に取り組む一方で、「戦後処理」外交からの脱却を目指すことになった。それは、一方では経済大国にふさわしい外交の在り方を探ることであり、他方では「戦後処理」を終えた後、対外政策決定過程における外務省の影響力をどのようにして維持していくかという課題に向き合うことであった。「戦後処理」外交からの脱却はいかに模索されたのか。本稿では、外務省の機構改革に着目してこの問題を検討する。

外務省の機構改革に着目する意義をここでは三点に絞って挙げておきたい。⁽¹⁾第一は、稟議制を特徴とする他省庁と異なり「縦のライン」が強い外務省における機構及びその改革の重要性である。⁽²⁾「縦のライン」とは大臣・次官・主管局（場合によっては主管課）を指す。対外交渉を主たる任務とする外務省で「縦のライン」がある程度強くなることは必然とも言えるが、それを前提としつつも、縦割りの弊害を緩和して多面的に政策を検討する回路を確保しつつ外交の一体性を担保するのがリダンダンシー（冗長性）⁽³⁾を特徴とするその機構である。どのような「縦のライン」を形成し、さらにその弱点を補うような機構とするかによって政策決定過程の基本的なパターンは変化する。⁽⁴⁾

第二は、機構改革の関連文書が無謬性を前提としない例外的な史料群だということである。⁽⁴⁾行政の継続性を重視するという建前もあり、他の行政文書と同様に外交文書でも従来の政策を真つ向から否定するような記述は限られている。それに対して、本稿で用いる機構改革の関連文書は、既存の機構を改編することを前提に開かれた各種委員会の会議資料を中心としており、日本外交の問題点を率直に指摘する外務官僚たちの本音が残されている。

第三は、所掌がはっきりしている個別の政策を超えた同時期の外交課題が明瞭に浮かび上がるということである。近

年、史料状況の改善を受けて個別の政策課題について機構レベルの変化や影響についても目配りをした研究が徐々に増えているが、これらの研究で明らかになるのはあくまでも個別の政策決定と関連する範囲である。機構改革に着目すること⁽⁵⁾で、個別の政策決定過程に回収されない、より大きな政策潮流を明らかにすることが出来るだろう。

以上を前提として、本稿では、いわゆる「政経合体」を実現したことで知られる一九六九年一月から三カ年計画で実施された機構改革をその前後の動きと併せて検討する⁽⁶⁾。この改革のキーワードになったのは政策企画（ポリシー・プランニング）である。政策企画機能の強化を掲げて、経済局の各地域課を地域局に移管・再編する「政経合体」が実施に移され、併せて経済局の多国間外交機能の強化が図られた。さらに国際資料部が調査課・分析課・企画課の三課体制からなる調査部に改編され、中長期的な課題や他の部局の所掌に入らないような課題に関する「政策企画」を専門に扱う部局が設置された（本稿ではこの狭義の政策企画を、改革全体を貫く課題となった政策企画と区別するために括弧書きする）。一九六九年の機構改革は、関係部局の数という点で戦後日本の外務省機構改革の中で最大のものである。また、検討された各種の課題がその後の機構改革でも引き続き取り上げられることになったことでも重要な意味を持つ。この機構改革の構想段階から実施に至るまでを分析することで、「戦後処理」からの脱却と政策企画機能の強化を模索した、高度経済成長期における外務省の試みとその帰結を明らかにしたい⁽⁷⁾。

一 外務省機構改革の流れ

第二次世界大戦後の外務省機構改革は、概ね十年に一度行われる全省的な改革と、日々浮上する新たな政策課題に対応するための比較的小規模な改革を両輪とする⁽⁸⁾。全省的改革は機構委員会と機構小委員会を設置し、二、三年程度の検

討を行った上で実施される。一九六九年一月の改革の場合は、六六年一月に機構委員会及び同小委員会が設置された。機構委員会委員長は官房長が、副委員長は官房総務参事官が務め、委員には大臣官房の各課長及び官房書記官（総務参事官室）、各局・部の参事官（参事官が設けられていない場合は右翼課長）が充てられ、小委員会は機構委員会のメンバーでもある官房書記官が主宰し、官房及び各局・部の首席事務官クラス八名程度によって構成された。¹⁰ 機構委員会で基本的な課題を検討の上で小委員会への諮問事項や付託事項が決定され、小委員会で各部署の意見を集約しつつ具体的な検討が行われる。小委員会での検討結果を基に機構委員会で改めて議論を行い、幹部会で最終決定に至るといのが改革の基本的な流れである。

一九七〇年代以降では、八四年の情報文化局を廃止し情報調査局を設置した改革、九三年の国連局を廃止し総合外交政策局を設置した改革、二〇〇四年の領事移住部の領事局への昇格及び国際情報局の国際情報統括官組織への改編、条約局の国際法局への改編、総合外交政策局の機能強化を実現した改革などが大規模改革に当たる。

室レベルの改編も含めれば小規模な改革はほぼ毎年行われている。この小規模改革を追うことで、その時々の方策課題の変化を読み取ることが出来る。典型的なケースとして新しい外交課題への対応がある。ここでは一例として中東問題を簡単に紹介しておく。外務省に中東問題を専門に所掌する部局として中近東アフリカ問題を担う欧米局第七課が設置されたのは一九五五年七月のことである。しかし、鳩山一郎内閣下で行政簡素化が進められる過程で、外務省全体の計四一課一室体制から八課一室を削減することになり、設置されたばかりの第七課は廃止されることになった。同課の所掌事務は欧米局に配置された外務書記官が担うことになり、あくまで組織令上の変更であったが、省内における中東問題の位置付けが分かるだろう。このような状況は五六年夏のスエズ危機（第二次中東戦争）発生を受けて変わることになった。五六年一月には、独立の中近東室が欧亜局内に設置された。また、五八年一月には経済局に課長級をトッ

プとする中近東書記官室が設置された⁽¹⁾。その後、石油輸入量の急増や中東情勢の緊迫化に伴って、中近東室は順次格上げされることになる。欧亜局中近東室は五七年七月に独立の第七課として復活する形で昇格（五八年五月には中近東課に名称変更）、六一年五月には欧亜局に付設する形で中近東アフリカ部が新設され、最終的に六五年五月に中近東アフリカ局が設置されることになった。経済局中近東書記官室も五九年一月には中近東課に昇格した。

その他に、一九六〇年代半ばから後半にかけて、後述するアジア局賠償部の廃止及び所掌事務の経済協力局への移管に加えて、文化事業部設置、OECD（経済協力開発機構）加盟に伴う日本政府代表部及び経済局国際機関第二課（OECD課）設置、アメリカ局の北米局と中南米・移住局への分割（ただし政府全体の行革で打ち出された「一省庁一局削減」に伴い、六八年六月に中南米・移住局は廃止される。同局の中南米部門は再び北米局と統合してアメリカ局となり、代わりに領事移住部が設置された）、本省ナンバー二のポストである外務審議官の増員（一名↓二名）といった諸改革が実施された⁽²⁾。

外務省機構改革の全体像を把握するためには、全省的な改革だけでなく小規模改革にも目を向ける必要がある。本稿では全省的な改革に加えて、全省的改革と小規模改革が連関した事例として南北問題と資源問題も取り上げて検討する。

二 「戦後処理」からの脱却という課題

（1）「戦後処理」外交

機構改革の具体的な検討に入る前に、一九六〇年代半ばに外務省が置かれていた状況を改めて説明しておく。

第二次世界大戦後、外務省は敗戦と占領に対応することを迫られた。占領下に置かれ外交権を失ったことで、日本は通常的外交業務を禁止され、外務省の役割は間接占領下における対占領軍連絡業務および交渉と、講和に向けた検討を含む国際事情の調査が中心となった。また、よく知られているように、占領期に外務省は権限だけでなく人員も大幅に削減された。吉田茂首相が「まず、俺の古巣の外務省から見本を示そう」ということで大鉦を振るったからである。在外公館が廃止された影響が大きいとはいえ、戦中と独立直後を比べると定員は約半分となり、本省に限定しても約四分の三にまで削減された。加えて、一九四九年には通商行政の大部分が新設の通商産業省に統合されることになり、経済外交要員として外務省員が通産省に大挙して出向する事態も発生していた。¹⁴敗戦と占領によって植民地関連業務が関係各省から移管されたことなどの例外はあるものの、外務省の権限と機構は大幅な縮小を余儀なくされたのであった。とはいえ、外務省の縮小以上に、「外交一元化」を阻害し続けてきた軍部の解体の影響をより大きく見るべきだろう。占領期から独立直後の政策決定過程は錯綜しているが、外務省の対外政策決定における地位は戦前と比べて飛躍的に安定したものとなった。

一九五二年四月のサンフランシスコ平和条約発効により独立を果たした日本の外交課題となったのは「戦後処理」であった。西側諸国を中心とする「多数講和（単独講和）」を選択した日本にとって、共産圏諸国や旧植民地との国交回復、講和の残された課題であるアジア諸国との賠償交渉や、国際経済秩序復帰としてのGATT（関税および貿易に関する一般協定）加盟、その後のGATT三五条援用撤回問題などは、いずれも「戦後処理」と言うべきものである。さらに、アメリカとの間にも奄美群島や小笠原諸島、そして沖縄の返還という「戦後処理」の課題が残されていた。それゆえ、講和後の外務省機構は「戦後処理」に対応したものとなり、機構改革も「戦後処理」の進捗を反映したものとなったのである。賠償関係の機構はその典型と言える。アジア諸国との賠償協定締結が始まったことで五五年七月にはアジア局

に賠償部が設置されたが、その作業に一定の目途が立った六四年五月には賠償部は廃止され、賠償部の所掌事務は経済協力局に移管されることになった⁽¹⁵⁾。

「戦後処理」が主要課題であったことにより、外務省条約局は独特の重みを持つことになった。サンフランシスコ平和条約や日米安全保障条約は「戦後日本の基本的な国際関係を定める重要な条約」であったし、日本が様々な「戦後処理」を進める過程では必ず条約や行政協定などの政府間協定が結ばれることになったからである。また、自民党と社会党が対峙する五五年体制下の国会では、安保条約や自衛隊をめぐって議論が度々紛糾したが、その際、答弁に立つのは条約局長の役割であり、そのことも条約局に外務省内で他の部局以上の力を持たせることに繋がった。法令上で「統合調整」機能を担うとされたのは大臣官房であったが、実際に各部局を横断する調整機能を發揮したのは主に条約局であった⁽¹⁶⁾。

一九六〇年代半ばになると、「戦後処理」を最大の課題として条約局が調整機能を果たすという形が日本外交の前提となる状況は徐々に変わりつつあった。前述のようにアジア諸国との賠償に関する作業もこの時期には概ね完了し、佐藤栄作政権成立後の六五年六月には日韓基本条約が締結され韓国との国交が樹立された。さらに六四年四月には「先進国クラブ」のOECDに加盟し、OECD加盟交渉と並行して各国との交渉が進められた結果、経済面における対日差別もその多くが撤廃されるに至った。⁽¹⁷⁾小笠原諸島や沖縄の返還、日中国交正常化、北方領土問題の解決といった課題は依然として残されており、外交資源の多くが割かれていたが、日本外交の中で「戦後処理」が占める比率は徐々に下がり、高度経済成長を通じて蓄えた経済力を背景にいかなる外交を展開していくかが潜在的な課題として浮上することになった。

(2) 経済外交の変化

敗戦に伴って海外領土を失い、憲法第九条によって限定的な防衛力しか持ち得ない日本にとって、経済こそが活路であり、経済外交は極めて重要な外交課題であった。経済外交は先進国へのキャッチアップを目指す外交として展開された。⁽¹⁸⁾大蔵省が所管する国際金融分野という例外は存在するが、経済外交でも外務省は圧倒的な影響力を誇った。それは、前述のように経済外交もまた「戦後処理」の一環として進められたからであり、また通商行政を担う通産省通商局に外務省員が大量に出向していたからである。通商局長は初代の武内龍次（一九四九年五月～十二月）から四代目の板垣修（一九五四年七月～五六年九月）まで外務省からの出向者が務め、またその下の課長も外務省からの出向者が大半を占めた。

このような状況は一九六〇年代半ばには一変する。五〇年代を通じて外務省からの出向者の下で国際派の通産官僚が育ち、さらにOECD加盟を果たす頃になると「戦後処理」の側面は影を潜め、新たな課題として各国との経済摩擦や多国間の政策調整が浮上し始めた。条約などの政府間協定締結を通じた先進国へのキャッチアップではなく、その時々課題に応じたルーティン・ワークとしての経済外交にその性格は変化していた。

経済外交の課題は多様な分野・地域に拡散し、それに伴い、外務省経済局は拡大の一途を辿った。高度経済成長開始直後の一九五八年には六課一室（国際機関課「GATT課」、東西通商課、米州課、スターリング地域課、アジア課、欧州課、総務参事官室）だったものが、六四年には十課三室（国際機関第一課「GATT課」、国際機関第二課「OECD課」、経済統合課、東西通商課、アジア課、米国カナダ課、スターリング地域課、欧州課、ラテン・アメリカ課、中近東課、総務参事官室、調査室、商務室）にまで肥大化していた。経済局は次長ポストも有しており、外務省における最大の部局になっていた。実は経済局の肥大化を懸念する省内の声は五〇年代後半から存在し、経済局から地域課を切り離して地域局に移管する「政経合体」構想が模索されていた。⁽¹⁹⁾この構想を具体的な機構改革の俎上に載せる動きが、

六〇年代半ばになると本格化していくことになった。

三 機構改革構想の検討

(1) 機構改革構想の浮上

機構改革構想検討の最初の舞台になったのは外交政策企画委員会である。外交政策企画委員会は一九五七年に設置されたもので、官房長を委員長に、各局配属の参事官をメンバーに週一回程度の会合を行ない、多様な案件を自由に議論する場として機能していた。⁽²⁰⁾ 案件によっては事務次官も加わり、また議題に関係する局長は参加していることが多い。この委員会で六四年七月から翌六五年一月にかけて「外務省機構問題」が三回にわたって議題として取り上げられた。検討のベースとなったのは小川平四郎国際資料部長作成の「省内態勢刷新について」である。⁽²¹⁾ このペーパーは機構の問題から人事行政、執務体制まで幅広い論点を含むものだが、ここでは、各委員会を通じて議論されることになる「政経合体」と複数の部局にまたがるような中長期的な課題を取り扱う「政策企画」担当部局設置の二点に絞って、各委員会の議論を紹介する。⁽²²⁾

前述のように、「政経合体」は一九五〇年代末から問題となっていた。外交政策企画委員会での議論に先立つ「省内態勢刷新について」でも「政経合体」は重要課題として挙げられており、経済局や経済協力局、国連局など機能局の業務を地域局に移管する案が示された。この提案には、「戦後処理」が着実に進んでいく中で国際関係の多角化への対応に機能局を集中させるという意図もあったが、「経済各省と対抗するために外務省の経済各局を拡充する」というのでは、

相手のベースに巻き込まれるだけであり、外務省としては政経不可分の原則により、むしろ政務局（地域局）を強化することにより強力外交を推進するべきものとの立前で対処すべきものと思う」と記されているように、対外政策決定過程における外務省の影響力維持という観点も入り込んでいた。

一九六四年七月二九日の第二九二回外交政策企画委員会では、経済協力業務に関する「政経合体」についての反対意見が相次いだ。⁽²³⁾片上一郎経済協力局政策課長は「元来総合的、基本的な性格のものをバラせば事務の複雑化、粗雑化を招く」とし、「結論的には、政府の援助方式が明確化するまでは経協局をバラすべきに非ずと思う」と反対論を展開した。最後の点は、賠償から経済協力へと政策の重点が移行しつつある時期であることを反映しており興味深いが、いずれにせよ担当部局の反対姿勢は明確であった。経済協力に関しては、加藤匡夫経済局次長から経済関係だけでなく政務についても後進国担当課を経済協力局に移管するという構想が以前あったことが紹介されたが、これについては「経済協力庁構想」などの形で外務省解体論に繋がるとして、牛場信彦外務審議官も反対姿勢を鮮明にした。政府全体の行政改革が進められる中で外務省から経済協力業務を切り離す経済協力庁構想が浮上しており、この点に外務省は神経質になっていたのである。経済協力局から地域局という方向にせよ、またその逆にせよ、経済協力局を対象にした「政経合体」への反対意見がその多くを占めることになった。

以上のように経済協力局を対象にした「政経合体」には反対意見が根強かったが、経済局の所掌事務に関する「政経合体」については、加藤経済局次長が実施に当たった問題点を指摘しつつも基本的には賛成だと表明するなど、賛成意見が多数を占めた。ただし、経済局を対象とするのであれば、経済協力局も対象とすべきだという意見もあり、検討課題として残されることになった。⁽²⁴⁾

一九五〇年代以来の課題であった「政経合体」に対して、「政策企画」を専門に担当する部局の設置はこの外交政策

企画委員会で官房総務参事官の安川壮が「米国務省では Policy Planning と Research and Analysis の機能がある。現在の国資部〔国際資料部〕は Research のみであるが、やはりどっか Planning をやる必要がある」と提起したことで浮上した課題である。「政経合体」による地域局の強化も、各地域局における政策企画機能の強化を目指したものであるが、それとは別に、単独で全省的な課題を担う「政策企画」担当部局を設置する必要があるというのが安川の提案であった。唐突な感もある安川提案は、第一回日米政策企画協議開催を直後に控えていたことが関係していると考えられる。⁽²⁵⁾アメリカだけでなく西欧各国との間でも定期的に実施されていくことになる政策企画協議は、政府の公式見解を伝える場でも交渉をする場でもなく、その時々政策課題について中長期的な観点も踏まえて自由に意見交換を行うことが想定されていた。六四年九月二一日から二五日まで開催された第一回協議では、国務省の政策企画委員会の機能や役割も取り上げられており、日本側が「政策企画」機能強化に強い関心を有していたことが読み取れる。⁽²⁶⁾

「政策企画」担当部局設置に関する安川提案への賛否は割れた。牛場外務審議官が「抽象論が多すぎるのもいけないが、もう少し現実ばなれした議論があっても良いのではないか。もっと長期的に Planning を考える必要がある、計画をまとめるについてもその素材となる paper をつくるところが必要となろう」と賛意を示す一方で、黄田多喜男外務事務次官や小川国際資料部長は外交の出発点として二国間関係を重視する立場から地域局の機能強化を唱え、「政策企画」を専門に担当する部局の設置には反対であった。⁽²⁷⁾

九月九日に開催された第二九七回外交政策企画委員会でもこの問題は取り上げられた。⁽²⁸⁾委員会では日米政策企画協議に向けた検討や、椎名悦三郎外務大臣が通産省に総務局を設置した経験に触れつつ外務省内に「総合調整の機関が必要ではないか」という意見を幹部会で述べたことが紹介された。椎名は「政策企画」担当部局設置に前向きな意見を持っていたのである。その後の委員会での議論は平行線を辿った。政策企画機能強化の必要性という大筋では合意が得られ

たが、それを「政経合体」を伴う形で地域局中心に進めるのか、それとも調整機能を持つ「政策企画」担当部局設置すべきなのか、といった点で意見が割れたからである。しかし、ここに「政策企画」担当部局の設置が機構改革の課題として認識されることになった。

その後、小委員会を設けて、大蔵省や行政管理庁との折衝を想定しない機構改革の「理想案」が佐藤正二条約局参事官を中心に策定された。²⁹⁾「理想案」は、経済局及び経済協力局双方を対象に「政経合体」を実施すると共に、国際資料部を情勢分析調査部と情報部に改組し、現状では主要局長の下に配置されている審議官六名を局長の上に置き、総務・アジア・アメリカ・欧州・アフリカ・中近東・経済・法律をそれぞれ担当させるなど野心的な案を提示していた。また、大臣・次官・外務審議官・審議官及び関係局長から構成される政策審議会（外務審議官が議長となり、事務局は情勢分析調査部が担当）設置も掲げ、政策決定過程の刷新を目指すものであった。

この「理想案」に対して各委員がコメントする形で、一九六五年一月二七日の第三二回外交政策企画委員会で機構改革が検討された。³⁰⁾その後、さらなるを討議を経て、行政管理庁への提出用に検討結果をまとめた「外務省の機構改革について」が五月一七日に策定された。³¹⁾「外務省の機構改革について」では、「政経合体」に関する検討の経緯を概観した上で、同年の機構改革の重点事項となる中南米・移住局の新設、国際資料部及び対外広報を担当する外務審議官の増員等が掲げられた。短期的な機構要求と中長期的な改革構想が混在するものではあったが、大規模な機構改革に向けた検討の叩き台がここに完成した。

(2) 機構委員会及び機構小委員会における検討開始

一九六六年一月に機構委員会及び同小委員会が設置されたことで、全省的な検討が本格的に始まった。機構委員会の設置にあたっては、「わが国の国際社会に占める地位の向上によりわが国の外交活動は一層活発化しており、その結果として外務省による外交政策の企画立案並びに外交事務の遂行は益々適確にして且つ迅速であることが要請されるに至っている」という認識が示された。³²「戦後処理」の進展と高度経済成長に伴う経済大国化が機構改革を本格的に検討する背景に存在していたことがここからも窺える。六八年末までに機構委員会は計二十回、小委員会は計三十八回に及ぶ会合で、機構改革に加えて人事行政などを含めた包括的な検討が行われた。各回の議題は本稿末尾の資料に譲り、以下ではまず六六年六月の改革原案策定に至る過程を概観する。

第一回の機構委員会は一九六六年二月一日に開催された。³³会合の冒頭で高野藤吉官房長から、検討の結果を翌年度の機構予算要求に反映させるために同年五月末を目途に審議を進めていくとの方針が示された。委員会は、従来の検討結果を改めて精査するとともに、機構の現状を分析して問題点を摘出するとされ、具体的に検討すべき事項として、①地域局と経済局及び経済協力局との間の事務の調整の問題等を含む地域局と機能局の統合調整（「政経合体」）、②中南米・移住局の在り方、③経済協力庁構想との関連を含む経済協力局の在り方、④従来の局課制の是非、の四点が掲げられた。機構委員会が当初、中長期的な改革構想の検討と翌年度の機構要求という短期的な課題の双方に取り組んでいたことが分かる。

³⁴機構委員会に続いて二月一五日には小委員会の第一回会合が開催され、小委員会での具体的な検討手順が決定された。機構委員会で具体的に検討すべき事項とされた四つの点を中心に、まず問題点を洗い出す作業に着手することになり、各委員は簡条書き程度の意見メモを次回会合までに事務局の官房総務参事官室に提出することになった。このように、機構委員会がまず問題設定を行い、それを小委員会場で具体的に検討し、政策決定の現場となる各局・部の意

見は各委員がそれぞれ持ち帰って部局内で検討する際に吸い上げる、というのが委員会における審議の進め方であった。

この後、機構委員会は二週間に一回、小委員会は一週間に一回のペースで機構改革に関する具体案の検討に入り、六月に小委員会の改革案がまとめられるのだが、この過程で当初の予定には無かった「外相複数制」に関する検討が行われた。「外相複数制」は三月一〇日の第四回機構小委員会で、高野官房長からの検討指示が伝えられる形で議題に登場した。⁽³⁵⁾「外相複数制」構想は前年九月に川島正次郎自由民主党副総裁が提起したもので、六六年一月に鹿島守之助自民党外交調査会長が私案を作成、前外相で外交調査会副会長だった大平正芳が取りまとめ役となっていたという事情もあり、他の課題を押しつけて主要議題として一ヵ月近く議論が続けられることになった。これは国会との関係という文脈から検討された課題であり、機構委員会では国会関係渉外事務が増加する中で官房総務参事官が省内と国会の双方を担当する体制を改め、国会担当参事官を設置することが議論された。⁽³⁶⁾「外相複数制」は小委員会における検討段階で、外交の二元化や事務の複雑化を招き得ず、むしろ政務次官や外務省顧問、本省付大使、外務審議官等を活用するべきという慎重論が支配的となった。⁽³⁷⁾機構委員会で小委員会の結論に対する異議は出されなかったが、大臣の負担緩和のために政務次官複数制や外務次官補制等の提案を検討する必要があるとされた。⁽³⁸⁾最終的に、「外相複数制」を否定する結論が四月中旬に出されることになったが、⁽³⁹⁾国会や政府与党と外務省機構改革の関係を考える上で興味深い事例である。

「外務大臣複数制」検討を挟んで、小委員会では「政経合体」と政策企画機能強化を中心に改革案の検討が進められ、「長期的視野に立つた外務省の機構改革について」が六月にまとめられた。⁽⁴⁰⁾この文書は、冒頭で「近年外交活動の分野はますます広汎化するとともに、それぞれの分野が専門化しつつある中において総合的かつ一元的な外交政策の企画立案に対する要請は一層高まっている」と指摘する。外交一元化に対する外務省のこだわりはここにも表れている。そして、外務省機構のあるべき形として「総合的な外交政策企画立案機能の制度化」を掲げ、以下のように説明している。

長期的に見れば、政経合体は、政治、経済、経済協力等の各分野にわたって総合的な基盤の上に外交政策を企画立案するとの目的を機構の面において達成する一つの有力な手段であり、検討に値しよう。しかし、基本的には、外務省の機構は、大きな方向としては、政経合体の如何にかかわらず、総合的な政策企画立案とこれに基づく一元的な政策を実施しうるような強力な機構すなわち、政務総局的なもの（現在の地域局その他政務関係局を包含して一つの局とするか、それとも、情勢分析と企画立案を中心とする政務の諸機能をあわせた強力な右翼局の如きものが地域局の中心となつて活動すべきかについては今後の検討に俟つべきであろう）を中心とした姿となるのが最も理想形と考えられる。その場合に、政務局一般における事務の絶対量の増加（若し政経合体を行なえばますます然り）に伴ない現在の地域局を細分化して局ないし部の数を増す必要が生じ、かつ、政務総局の中核となるべき機構は当然必要で、現在の国資部の果している機能を拡大強化したものがこの中核となつて主として情勢分析と企画立案を行なうのが適当と考えられる。

この段階で、地域局を統合するかつての政務局復活を思わせる案や「政策企画」機能を中核とする政務総局というかなり思い切った改革案が検討されていたことは注目すべきだろう。「政策企画」担当部局としては、この文書に先立つて作成された「外交政策の企画立案機能の強化について」で、既存の国際資料部を改編強化した企画課・情勢分析課・安全保障課の三課からなる政策企画部が構想されていた。⁽⁴⁾「政策企画」担当部局の設置が単なる理想論に留まらない中期的な改革として構想されていたことが分かる。

政策企画機能強化に積極的な姿勢が示されたのに対して、「政経合体」についてこの段階では強く踏み込むことは無かった。機構小委員会では、経済局と経済協力局の合体といったラディカルな案を含めて、経済関係業務の整理統合は

様々な形で検討されたが、「政経合体」実現に向けた意見集約が出来なかったからである。経済局だけでなく経済協力局の所掌事務移管も目指す野心的な「政経合体」構想には、小委員会での意見集約が始まった段階で各委員から様々な反対論が寄せられた。反対論は多岐に渡るが、その多くは二国間経済関係業務を引き受けることで地域局の業務量や経済事務に付随する雑務が増すことを懸念するものであった⁽⁴²⁾。経済局の首席事務官クラスに対する意見聴取でも、「政経合体」は条件付き賛成、反対及び現状維持で三分されて意見がまとまらないことが指摘され⁽⁴³⁾、四月一日に機構小委員会として「政経合体」に反対する意見がまとめられた⁽⁴⁴⁾。その後の検討を経て、行政管理庁への提出用にこれまでの議論を取りまとめた同年八月の文書でも、「政経合体」はあくまでも中長期的課題であり「外務省が経済局及び経協局という機構を通じて経済外交に果している役割を直ちに急激に変更することは望ましくないと判断される」と反対意見が明記されることになった⁽⁴⁵⁾。

このように短期的には「政経合体」は退けられたものの、この段階で「経済外交」の変化と現状の問題点が的確に認識されており、「政経合体」の中長期的な必要性が強く意識されていたことは確認しておく必要があるだろう。この点は、機構小委員会が五月一七日に取りまとめた「外務省の経済外交に果すべき役割についての一考察―特に政経合体との関連において―」から読み取ることが出来る⁽⁴⁷⁾。この文書でまず示されるのは「戦後二〇年の外務省の経済外交は、経済局を中心に推進されて来たが、その実態は「経済」というよりは比較的狭義の「通商」（主として物品の貿易）を「中心」としてきたという認識である。それは「戦前の外務省通商局の継承という事情によるものではなく、（イ）戦後の貿易再開をめぐる諸事情、（ロ）経済ことに貿易以外には、わが国外交の主たる目的はなかった」からだという。そして、「外務省は、直接コントロールしうる産業を有しないまま、従って多くの問題について自己のみで意志決定^{イデオロギ}を行えないまま、強い発言力をもって今日に至」ったことが指摘される。このような状況は今後も基本的には変わることはなく、外

務省として「経済外交」における一定の影響力を保ちつつ、国内各省（とりわけ通産省）との調整をいかに図るかは今後の課題として避けて通ることは出来ない。そこで示されるのが以下の認識である。

すなわち外務省（経済局のみならず全省として）は「経済」に関し、

（イ）案件処理についてはかなりの整理を行って各省に譲るべきものは譲り（このため多少出来の悪い訓電も黙って発電することともなろう）

（ロ）交渉、国際機関への対処方針策定については従来以上にケース・バイ・ケースに判断の上、外務省が主導権をもつものと *yes* をもつのみで内容的に余り介入しないものとに分けて対処すべきであり

（ハ）調査については従来以上に強化するとの態度をとるとともに、政務と関係深い案件に重点を置くこととし

（ニ）財界との接触を強化することに努めるべきであろう。

外務省が *coordinator* として働く分野は今後とも減少するとは考えられないが、各省の国際感覚や語学力の不足を補う機能は漸減すると思われる。

このような認識をふまえて、同文書は「政経合体」について以下のようにまとめる。

政経合体の論拠は夫々 *powell* であり、また、外務省が将来あるべき姿を長期的にとらえれば大勢として政務と経済とが融合の方向に向うことは疑いを容れない。従って、政経合体を行うべきでないという主張は、あくまで現在乃至今後の一定期間の諸般の事情からみて（イ）政務と経済が融合するからといって機構的な合体を行う必要

はなく、合体による害が日本全体にとりあるいは外務省にとって合体のメリットよりも大きいまたは（ロ）行う意図をもったとしても直ちに実現は困難である、のいずれかの判断に基づくこととなる。

同文書は、この後「政経合体」のデメリットをいかにして解消するかについて、省内人事交流の推進などの具体例を挙げつつ検討を加えていく。機構小委員会は一九六六年半ばの段階で「政経合体」改革の実現に向けた具体策の検討に入りつつあった。

（3）昭和四二年度予算要求と「外務省機構改革第一次改革案」

一九六六年一月の機構委員会設置以来、約半年に渡って機構改革に関する検討は精力的に進められたが、八月に外務省機構及び定員に関する文書を取りまとめた段階で小休止することになった。予算要求のスケジュールに連動して始まった委員会の動きとしては自然なものと言える。機構改革に関する動きは約半年後に再始動することになるのだが、その検討に入る前にこの年の予算要求に触れておきたい。

機構委員会及び同小委員会での検討を通じて政策企画機能強化について踏み込んだ姿勢が示されていたことは前述した。しかし、この改革構想は「長期的視野」を前提とするものであり、直ちに予算要求に反映されることはなかった。全省的な政策企画機能強化に繋がるものは外務審議官の二名増員要求のみであり、各局要求原案の段階でも大きな機構改革に繋がり得るものは大臣官房儀典長室の儀典局への昇格と、中南米・移住局を中南米局及び移住領事局を新設する形で分割する案の二つに留まっていた。⁽⁴⁹⁾

個別の予算要求では国際資源課設置要求が注目される。EEC（欧州経済共同体）及びEFTA（欧州自由貿易連合）を所管していた経済統合課を国際資源課に移し変える要求が行われたのである。この要求は南北問題の担当課として国際資源課を設置し、経済統合課の所掌事務は同じ経済局内にある欧州課に移管するという案であり、資源問題というよりは南北問題一般への対応を重視したものであった。当時、一九六四年に第一回UNCTAD（国連貿易開発会議）が開催されるなど南北問題は盛り上がりを見せていた。こうした事情を考えれば、南北問題担当課の設置は時宜にかなった要求と言えるし、既存の課を改編するという点では無理の少ない改革案であったが、肝心のUNCTADを所管している国連局経済課の役割は手付かずという中途半端な案であり、結局この予算で国際資源課設置が実現することはなかった。直接結果に結びつくことは無かったが、経済局が多国間外交機能強化を模索する姿がこの予算要求からは浮かび上がる。

機構改革構想の検討に話を戻そう。予算要求関連の検討を終えた後、機構委員会は開会されず、機構小委員会でも機構ではなく人事行政が検討されていた。⁽⁵⁰⁾人事行政は機構小委員会で繰り返し取り上げられる重要なテーマではあるが、機構改革検討の動きは停滞していたと言える。

しかし、年が明けると注目すべき動きが見られた。一九六七年一月、「外務省機構第一次改革案」が策定されたのである。⁽⁵¹⁾前後に開催された機構小委員会はいずれも人事行政をテーマとしており、「外務省機構第一次改革案」策定経緯の詳細は明らかではないが、同月初めに官房長が高野藤吉から斎藤鎮男に交代したことがその契機になったと思われる。斎藤が「一九六七年、官房長に就任して間もなく、省内の有力な課長が数人で来室し、機構改革委員会で検討してきた改革案が完成したので聴いて欲しい、との申し出があった」という回顧を残しているのが傍証となるだろう。⁽⁵²⁾

この改革案はわずか五頁にまとめられた短いものだが、機構小委員会の審議では退けられていた「政経合体」を含め

る形の急進的な改革が提起されている。改革案は、ポイントとして「トップ・マネジメント」「外交政策企画立案部門の強化」「地域局の強化」の三点を挙げる。トップ・マネジメントについては、「外交問題が広範化し、複雑多岐化するに従い、総合調整の任に当るべき事務次官は極度に繁忙となり既に唯一人の外務審議官の補佐のみでは物理的に事務を処理し得ない事態」を招きつつあるとして、外務審議官を少なくとも三名に増員するとされた。地域局の強化については、経済局及び経済協力局が所掌する二国間事務を「地域局に吸収合併することが望ましい」とし、北米局を念頭に例外を認める可能性を示しつつも、経済課方式ではなく「政・経両者を一課内に統合する」とされた。また、地域局の負担軽減を図る観点から領事業務の切り離しも提言されている。

この改革案が最も力を入れて説いたのが、二番目に挙げられていた「外交政策企画立案部門の強化」であった。その全文は以下の通りである。

1. 目標

国際問題に関するわが国の基本的な政策を常に確立しておくべき必要性がますます痛感されつつあり、とくに、総合的問題例えば中国問題等の主要な外交政策の企画立案を行うとともにその基礎となるべき国際情勢に関する情勢判断を行う機能を強化すべきである。

そのための機構として政策企画局を新設する。

なお、政策企画局の任務を前記の機能に限らずに現在の地域局、経済局、経協局、国連局の政策立案を包括して総合調整するとともに外交政策の一元の実施を統括指揮するような政務総局的な機構を設けることの是非についても検討の要がある。

2. 当面の措置

イ、政策企画担当の外務審議官を設ける。

ロ、現在の国際資料部を政策企画部と改め、その内容を強化する。

ハ、現在の政策企画委員会の組織、運営方法を改善する。

ニ、省外における外交関係有識者の企画参加を考慮する。

政策企画局の名称や省外の有識者の参画など、多分にアメリカの政策企画委員会方式に近い点はあるが、この改革構想はこれまでの機構委員会での議論を踏まえながらも、さらに急進的な案を提示したものであった。ここで「政策企画」担当部局が担う可能性を持つ政策として中国問題が例示されているのは、中国問題をめぐって国際資料部とアジア局の間で大きな論争が戦わされることになるその後の展開を考えると興味深い⁵³⁾。予算要求との関連で経済協力関連機構が取り上げられたことを除けば、その後一九六七年二月初めまで機構小委員会での審議で人事行政が優先されたため、「外務省機構第一次改革案」が直ちに具体的な改革の検討に結びつくことは無かったが、機構改革実施の要となる官房長交代直後というタイミングを狙って提起された急進的な改革構想は、斎藤官房長の脳裏に刻まれ、改革の検討が始動すると再び浮上していくことになった。

四 機構改革の実現

(1) 「政経合体」をめぐる駆け引き

大規模な機構改革の検討は、一九六七年一月二五日の第二六回機構小委員会から再開された。⁽³⁵⁾ 小委員会開催に先立ち、従来首席事務官クラス八名程度で構成されていた小委員会は、「作業をより効率的にする」ことを目的に従来の委員の委嘱を一旦解き、課長クラスを委員に含める形で再構成された。⁽³⁶⁾ 課長クラスの委員として改めて委嘱された岡崎久彦国際資料部資料課長、枝村純郎アメリカ局北米課長、村田良平国際機関第二課長らは課長心得として六六年の段階で小委員会に加わっており、作業の継続性を重視し実態に合わせる意味もあったと思われるが、六八年に入ると改革実施に向けた検討の本格化を見据えて課長クラスの委員が大幅に増員されることになった。⁽³⁷⁾ 再開後の小委員会では各種の問題が並行して審議されたのだが、ここではまず「政経合体」に関する動きについて述べる。

第二六回機構小委員会では、事前に関係各局から提出された「政経合体」の具体案を基に検討が進められたが、注目すべきは、一九六六年八月の段階では課題として挙げつつも外務省として反対姿勢を明確にしていた「政経合体」実施が検討の前提となっていることである。残念ながらこの間の検討を示す文書は残されていない。しかし、周辺の史料や前後の経過を踏まえると、外務省幹部の人事動向が背景に存在したと考えられる。六七年一月に官房長に就任した斎藤鎮男と、経済局長経験者であり六七年四月に事務次官に就任した牛場信彦は共に「政経合体」に向き姿勢であった。⁽³⁸⁾ これに対して駐米大使として赴任していた前事務次官の下田武三は、経済局を改編してしようと「財界などに対する国内発言力が弱くなる」と「政経合体」に慎重な姿勢を示したことがある。⁽³⁹⁾ 官房長に斎藤を迎え、牛場が事務次官に就任したことで機構改革方針決定の中心となる外務省幹部は初めて「政経合体」推進でまとまったと言っていだろうか。次官と官房長の積極姿勢を背景として、この後、「政経合体」に向けた改革案が小委員会で検討されていくことになる。

人事異動で委員の大幅な入れ替えがあったこともあり、機構小委員会では「政経合体」に関してこれまでの検討を無

視するような異論も出されたが、全体としては「政経合体」実施を前提に想定されるデメリットをいかに解決していくかが議論された。そして、翌六八年四月を目標に、まずは現行の法令を変えずに暫定的な「政経合体」に着手し、必要な法令の改正を伴う完全実施の時期についても一定の結論を明記する形で検討を進めていくことが確認された。⁽⁶⁰⁾ 翌週の一九六七年一月二日に開催された第二七回機構小委員会会合では、暫定的な「政経合体」の実施方針と完全実施後の構想、先進国と後進国によって実施方式を分けるべきか、具体的案件処理にあたり地域局と経済局のどちらを主管とするのか（または共管とするのか）等について意見交換が行われた。⁽⁶¹⁾ これまでの検討でも意見が割れていた経済協力関係業務の取り扱いを含め、具体的な実施方法を詰める作業は残されていたものの、六七年末の段階で「政経合体」実施という方向性は定まっていたと言える。

続く三回の機構小委員会では後述する「政策企画」担当部局設置や人事行政が議題になったため、「政経合体」が次に取り上げられたのは一九六八年三月一五日の第三二回機構小委員会となった。⁽⁶²⁾ この会合で、「政経合体第一段階における経済局再編成図（案）」が若干の修正を加えた上で了承された。この再編成はスターリング地域課とアジア課が、それぞれアジア第一課（中国・朝鮮半島・香港・インドシナ諸国担当）とアジア第二課（アジア第一課所掌地域以外のアジア地域担当）に再編されることを除けば、課の名称変更や組織令上の所掌事務に若干の変更が加えられる程度であったが、それでも「政経合体」実施の第一段階の手順がほぼ固められた意義は大きい。さらに、この会合では三カ年計画による達成を定めた「政経合体完成図（案）」も検討された。⁽⁶⁴⁾ 「政経合体」に直接関係する問題としては、国連局の国連部への改編、経済局と経済協力局の統合問題などが討議されたが、これらの問題は次回会合で引き続き検討されることになった。

三月二二日の第三三回機構小委員会会合では、まず国連局の改組統合問題に時間が割かれた。⁽⁶⁵⁾ この会合に向けて改訂

された「政経合体完成図（案）」は、新設する総合政務局（調査企画局）と統合する経済局・経済協力局で国連関連事務を分掌し、国連局を解体することを想定していた。⁽⁶⁶⁾これに対して、国連局政治課首席事務官の加藤吉弥は資料を事前配布して詳細な反対意見を述べた。⁽⁶⁷⁾討議の結果、国連局は残置するものの、従来の五課体制から政治課・経済社会課・専門機関課からなる三課体制に縮小することで概ね合意に至った。これは前回会合で議論された国連部構想とほぼ重なるものである。六九年一月に実施される機構改革で国連局の縮小は見送られることになるが、かなり大胆な改革案が模索されていたことが分かるだろう。

一九六八年四月一日、機構小委員会として「政経合体」に関する意見を取りまとめた文書として「政経合体について」が策定された。⁽⁶⁸⁾この文書は、アジア局の分割や経済局と経済協力局の統合問題は今後の検討課題として棚上げしつつも「基本的に政経合体を実現するとの方向を明確にすること」を掲げ、「現行法令の解釈の限度内で政経合体の実をあげるための諸措置」からなる「政経合体」実施に向けた第一段階の具体案を各局部内の詳細にまで踏み込んでまとめたものである。「政経合体については、四月二六日に開催された第三四回機構小委員会で「機構改革三カ年計画の概略プラン」とその附属文書「政経合体実施のタイムテーブル」と併せて採択され、機構委員会に関連文書と共に提出することが決定された。⁽⁶⁹⁾ここに「政経合体」に向けた改革案はほぼまとまった。

（２）「政策企画」担当部局

「政経合体」に向けた検討が改革の実施に向けて順調に動き出したのに対して、「政策企画」担当部局設置に関する検討は方向が定まるまでに若干の時間を要した。「政策企画」担当部局に関する議論は、一九六八年一月五日の第二八回

機構小委員会から再開される。この会合の検討は、事前配付された岡崎久彦資料課長作成のペーパーを資料に自由な意見交換の形で進められた。⁽⁷⁰⁾

岡崎ペーパーは私案として作成され、「もとより政策企画及び情勢分析の全ての問題点を論じたものではない」と断っているが、最終的に実現した限定的な改革に近い考えを示している。⁽⁷¹⁾ 岡崎は、「政策企画」を短期政策と長期政策の二つに分けて議論を進める。長期的な観点からの考慮は常に必要だが、短期的な個々の政策決定は各地域局の事務であり、国際資料部またはこれに代わる「政策企画」の担当部局が参加することは実際上不可能であるとする。そして、長期政策の必要性は日本のみならず世界の主要国で指摘されているが、「その役割りは極めて限られたものであることを認識すべきである」と注意を促す。それでは、「政策企画」担当者の役割はどこにあるのか。それは、「大方針となるべき政策を起案、推進するというよりも、常に長期的見通しをたて、その観点から政策を再検討し、将来の種々の可能性を検討し、その対処方針を考え、その結果を部内で発表することにより influence thinking を行うということにある」。そして、短期政策の調整は、「局長よりも上位にある者が行なうべきものであり、新しい制度を考えるとしても、外務審議官又は政務総局長のごとき者に委ねるべき」だとする。このように、岡崎は政務総局設置の可能性を考慮しつつも、「政策企画」の役割を比較的限定して捉えていた。岡崎ペーパーが、情勢分析に関して国際資料部の機能拡充を掲げながら、調整機能を含んだような担当部局に関する具体的な改革案を提示していないのは、「政策企画」に関する以上のような考えを反映しているからだろう。

会合では、「政策企画」には長期・短期の別だけでなく、複数の局にまたがる政策、いずれの局でもとりあげられていない政策などがあり、場合によっては政策決定に積極的な効果を期待し得るとの指摘や、「政策企画」や情勢分析については、既存の幹部会や外交政策企画委員会等の役割と性格も勘案した上で、それらとどのように関係付けるかにつ

いても検討する必要がある、といった指摘がなされた⁽⁷²⁾。

このように機構小委員会での検討は再開されたものの、「政策企画」担当部局の設置は同時期の「政経合体」に関する議論ほどに煮詰まっていなかった。ここで動いたのが官房長の斎藤鎮男である。斎藤は、一九六八年二月二八日に開催された第二九回機構小委員会の冒頭に出席し、軍縮や安全保障問題などいずれの局の所管にも入らない問題を取り扱う「総合政務局的なもの」を設置する必要性の検討を指示した⁽⁷³⁾。その際、「理想案」ではなく実現性のある案の検討、実施順序や時期などについて具体的なタイムテーブル作成、他の国内諸官庁の動きを勘案し外務省として損失が無いように考慮するようにとの指示が併せて伝えられた。この官房長指示の背景には牛場信彦次官が関係していた可能性もある。「政策企画」担当部局設置に牛場が六四年の議論開始時に賛意を示していたことは前述した。前職の外務審議官時代は各国との政策企画協議に出席する立場にあった。斎藤と共に「政策企画」を担う部局の必要性を強く考えていたという関係者の回顧も残されており、この問題について斎藤と協議を続けていたことは間違いない。いずれにせよ、次官と官房長が「政策企画」担当部局に強い関心を抱いていたことは、機構小委員会での審議にも有形無形の影響を与えたと思われる。

斎藤官房長の指示を受けて、総合政務的な機能及び「政策企画」担当部局設置を盛り込んだ機構小委員会としての考えが一九六八年四月一二日にまとめられ、岡崎ペーパーでは落とされていた総合政務的機構を設置する構想が復活することになった⁽⁷⁴⁾。従来の国際資料部を総合政務部（または調査企画部）に改組し、企画課を新設し、調査課・分析課・企画課からなる三課体制とするというのがその骨子である。斎藤の指示にあった安全保障問題については、「安全保障問題の如き、いずれの局の所掌にも属さない重要な、いわば総合政務的な問題が、部分的に日米安保問題としてあるいは軍縮問題として取扱われてきたが、総合的にその基本的分析と企画を行なうことが等閑に附されて」きたことが問題点

として指摘され、新設する企画課で「軍事、軍縮問題を含む安全保障問題の基礎的分析及び企画を行ない、そのために必要な情報の収集及び世界における安全保障体制の研究を行なう」とされた。六七年一月の段階で構想されていた「地域局、経済局、経協局、国連局の政策立案を包括して総合調整するとともに外交政策の一元的实施を統括調整するような政務総局的な機構」と比べれば大幅に後退したが、こうして「政策企画」担当部局設置を盛り込んだ改革案が取りまとめられ、「政経合体」に関する構想と併せて機構委員会に提出されることになった。⁽⁷⁶⁾

(3) 改革実施方針策定

機構小委員会からの答申を受けて、一九六八年五月二日と四日の二日間にわたり、第一四回機構委員会が開催された。⁽⁷⁷⁾委員会では「政経合体」が中心に討議が行われ、「政経合体」実施という方向性については全委員の賛成が得られる一方で、細部については様々な意見が寄せられた。機構委員会の開催は前年九月以来のことであり、前々回の開催は六七年七月のことであった。この間に委員は大幅に入れ替わり、小委員会での検討経過が必ずしも全ての委員に共有されていたわけではなかったことが、この段階で様々な意見が噴出した背景にある。そこで、官房総務参事官室の担当者から機構小委員会答申の趣旨が繰り返し伝えられると共に、斎藤官房長からは「政経合体の方向については何れも異論のないものと認める。ただし、その実施の方法については、障害の除去、マイナス面の手当、部外への説明ぶり等慎重に考えて最も摩擦の少ないように行なっていくこととしたい」という判断が示され、「政経合体」実施の方針が確認された。また、機構小委員会の答申について、「それ自体一貫した思想に基づくものであるから、これに字句の修正を行なうことはせず、機構委員会としてはこのまま受理することとし、これに対する委員会の意見を付する方法をとる」

ことも併せて決定された。

以上のように「政経合体」実施が着実に前進したのに対して、「政策企画」担当部局の設置については強硬な反対意見が寄せられることになった。機構小委員会答申に対する各局部長の意見は五月一三日までの提出が求められていたが、五月一日に総合政務部構想に反対するペーパーが地域局長の連名で提出されたのである。⁽⁷⁸⁾このペーパーは、地域局間や「政策企画」部門との緊密な連携の必要は認めつつも、「政策企画」部門の所掌は情勢分析や地域局が単独で取り扱うことが難しい問題について特命で企画立案を行うことに留め、政策立案の権限はあくまでも地域局に残すべきだという趣旨であり、国際資料部の改称は総合政務部ではなく調査部ないし調査企画部にするように求めるなど、「政策企画」を専門に担う政務総局的部局の創設に待ったをかけるものであった。改革を主導する斎藤官房長や牛場次官の意図はともかく、機構小委員会の答申案は地域局の懸念に配慮して総合政務部の任務は「地域局の任務と補完的役割を果すものである」と慎重に記載していたが、第一四回機構委員会後に作成された総合政務部構想は「外交政策の長期的あるいは総合的な企画立案」をその任務に掲げていた。⁽⁷⁹⁾地域局長連名のペーパーはこの構想に待ったをかけ、国際資料部の改編を最低限に留めようとしていた。

総合政務部構想については、機構委員会開催以前に国連局から「総合的なアドヴァイザーの役割の部局を別に設置することはよい」としつつも「企画立案面と実施面とを切り離すことは基本的に反対」であるという意見も寄せられていた。⁽⁸⁰⁾国連局はこの機構改革で機能及び所掌事務の整理・縮小が検討されており、総合政務部構想への反対には組織防衛という側面があったとも考えられるが、いずれにせよ、「政策企画」担当部局の設置について、外務省内では反対の声が強まっていた。

各部局からの意見提出を得て開催された五月一四日の第一五回機構委員会では、多方面から「政策企画」担当部局に

ついで懸念する声が表明された。⁽⁸¹⁾ こうした反対意見の強まりを受けて、改革の一つの柱であった強力な「政策企画」担当部局設置の試みは後退することになった。

六月四日に第一六回、六日に第一七回の機構委員会が開催され、「外務省機構改革実施方針（案）」が検討された。⁽⁸²⁾ 委員会での検討を経て、局全体を対象とする「政経合体」から国連局を外し、さらに「政経合体」の円滑な実施を図るために、官房長を委員長とし、地域局、経済局及び経済協力局の代表からなる経済関係機構改革実施委員会を設置して一ヵ月以内を目途に実施計画を策定する手筈を整えることが決まった。⁽⁸³⁾ こうして、機構改革実施方針に関する本省内の調整は決着した。

六月二四日の幹部会で採択された「外務省機構改革実施方針」に機構改革の主要点としての掲げられたのは以下の通りである。⁽⁸⁴⁾

- (1) 総合的な情勢分析及び政策企画の機能を強化するために調査企画部を新設する。
- (2) 各国ないし各地域についての情勢分析、外交政策の企画及び実施を地域局に置いて総合的に行なわしめるべく、従来経済局及び経済協力局に分散されていた各国ないし地域別の経済関係（経済協力を含む。以下同じ。）事務を地域局に移管する。
- (3) 経済局及び経済協力局を、多角的かつ機能的事務を中心に再編成し、機能局としての一層の強化を図る。ただし、経済協力行政についてはかねてより経済協力庁（省）設置の考え方もあるところ、当省としてはこの問題について対外的にはオープンであるとの姿勢をとることとするが、基本的には、昭和三九年の臨時行政制度調査会の答申の線（経協基金の外務省所管を含む外務省調整機能の強化、経協審議会（民間）の設置、経協閣

僚協議会の設置）が実現さるべきであるとする。

(4) 国連局の所掌事務を整理し、その編成を合理化する。

(5) 情報文化活動の効率化を計るため、報道機能と広報機能を分離することとし、あわせて広報文化関係事務の一部を適当な特殊法人等に委託すること等の合理化措置をとる。

(6) 以上のほか、アジア局の二分化等の問題を検討し、本省機構の合理化を計る。

(7) 外交事務の特殊性にかんがみ、従来の局部課制と並行し、参事官、書記官、調査官等の官制によるいわゆるタスクフォースを増強する。

以上に加えて、「政策企画」担当部局としての調査企画部については以下の改革実施要領が掲げられた。

来年度より国資部を調査企画部に改組することとし、所要の法令改正を行なう。

同部の主たる所掌事務は、以下のとおり。

(イ) 他局の所掌に属さない総合的な外交政策の企画立案に関すること。

(ロ) 国際情勢の総合的な分析及びこれに必要な情報の収集に関すること。

(ハ) 外国に関する調査で他局の所掌に属さないもの及び調査事務の総合的管理を行なうこと。

なお、同部の編成は、とりあえず、企画課、分析課及び調査官室とするが、そのスタッフを段階的に拡充して、将来調査官室を調査課に改めるものとする。

一時期検討された政務総局的な改革からは大きく後退したが、ここに「総合的な外交政策の企画立案」を担う専門の部局を設置する方針が決定された。併せて既存の外交政策企画委員会は、その役割が見直されることになった。機構改革の先行措置として一九六八年七月一日、国際資料部に企画室が設置され、初代企画室長には村田良平調査課長が横滑りする形で就任した。課長から室長への横滑りは異例の人事であり、この人事からは機構改革検討作業で中心的な役割を担った一人である村田の「政策企画」に対する思いの強さが窺える⁽⁸⁶⁾。その後の検討を経て、翌六九年度の予算要求に企画課新設が盛り込まれることになったが、最終的に、国際資料部の名称が調査部として改められると共に、企画室が課に昇格し、調査課・分析課・企画課の三課体制が整うのは七〇年一二月を待たなければならなかった。

(4) 最終調整

「外務省機構改革実施方針」で設置が決定された経済関係機構改革実施委員会は、幹部会の方針採択から一週間後の一九六八年七月二日に第一回会合が開催された⁽⁸⁷⁾。この実施委員会で「政経合体」の具体案とそのスケジュールについて約一ヵ月間の集中的な審議が行われた。

機構改革実施委員会では、「政経合体」を避けたい経済協力局が巻き返しを図るなど、その審議は難航したが、八月一日に「経済関係機構改革実施計画」がまとめられ、一応の決着がみられた⁽⁸⁸⁾。実施計画では、経済局に関する業務について、①経済局の再編成（六八年十一月一日を期す）、②地域局経済課の設置（六九年一月初旬を目的）、③経済課方式より地域課方式への移行（途上地域局は七一年三月までに完了、先進地域局は経済課方式の期間を経て再検討）という三段階からなる「政経合体」の具体的なスケジュールが固められた。

順調に計画策定が進んだ経済局関連業務の「政経合体」に対して、経済協力局に関する検討は難航した。投資・合弁・延べ払い等の事務の地域局への移管を地域局経済課設置に合わせて行うことが定められたものの、この移管については「移管進捗状況をにらみあわせつつ、各地域ごとに可能なものより漸進的に移管することとする」として、具体的な「政経合体」のスケジュールは描かれなかった。この段階で経済協力局に関する「政経合体」は骨抜きになったと言える。実際に、一九六九年一月末に機構改革が実施された際に経済協力局から地域局に移管された所掌事務は、技術協力関連のごく一部に留まることになった⁽⁹⁰⁾。また、経済協力内の編成も各課の所掌事務の整理は行われたものの、課の編成は手付かずのままとされた⁽⁹¹⁾。

「政経合体」の例外として取り扱われたのが、アメリカ局に設置されることになった北米第二課である。北米第二課はアメリカ及びカナダとの経済関係を担当する部局だが、「当分の間経済局長の責任のもとに、北米第二課の関係要員を直接指揮監督して事務処理に当たることが適当と認められるものについては、アメリカ局長と経済局長が随時協議してこれを定めるものとする」とされた⁽⁹²⁾。結果として、よく知られているように北米第二課はアメリカ局に所属しつつも、「個々の経済案件は経済局長の区処の下にこれを処理するという体制」となった⁽⁹³⁾。北米第二課員は北米局と経済局双方の局議に出席する形になり、その方式は基本的に現在に至るまで続くことになる。

「政経合体」の具体的なスケジュールが固まりつつある中で、経済局内の再編成に関する議論が行われた。調査室と商務室を廃止し総務参事官室に統合することなどが随時決定されたが、各課の所掌事務を検討する中で浮上したのが、経済統合課の所掌事務に資源問題を加える、という改革案であった⁽⁹⁴⁾。一九六六年夏に南北問題担当課として国際資源課設置要求が行われたことは前節で述べたが、その後も引き続き国際資源課設置が経済局内では検討されていた。六七年

六月の第三次中東戦争中東戦争勃発後、経済局内では改めて国際資源課の設置が模索された。⁽⁹⁵⁾ 名称は前年と同じく国際資源課だが、この年は「総合的且つ長期的な見地から南北通商問題全般について常時調査研究し、policy-makingに携わる独立の課」として構想された点に新味があった。しかし、局内の検討を離れた省内での説明段階になると、UNC TADを所管する国連局経済課との権限争いを避けるために「policy-making」という言葉は姿を消し、所掌事務は南北問題に関する「政策」ではなく「研究」とされるなど、腰が引けた姿勢は相変わらずであった。⁽⁹⁶⁾ 具体性という点で前年より多少は深められていたものの、結局この構想も実現を見なかった。

このように国際資源課構想は一九六六年、六七年と検討が続いていたが、六八年夏の場合は、それまでに検討されてきた国際資源課案とは異なり、南北問題ではなく文字通りの資源問題を既存の経済統合課に所掌させるという形を取った点に新しさがあった。ここに機構改革の文脈で南北問題とは別の課題としての資源問題が認識されたのである。経済統合課の所掌に資源問題を加えるという経済局案は、政経合体によって地域局を失う経済局の多国間外交機能の強化という改革全体的方向性に沿っていたこともあり、特に反対もなく「政経合体」機構改革の第一弾に合わせて実施に移されることになった。経済局の多国間外交機能充実を図る改革の一環として、全省的な機構改革に際して資源問題を所掌する課が誕生することになったのである。その後、七一年三月に資源関係事務を専門に所掌する国際資源室が経済統合課内に設置された。国際資源室長は経済統合課長の兼務が続いていたが、第一次石油危機の直前には、初代資源課長含みで通産省からの出向者の宇田川治宣が専任の室長に就任することになった。そして、七四年五月の経済局内の改編に合わせて国際資源室は資源課に格上げされ、ここに単独での資源問題担当課が設置された。⁽⁹⁷⁾

南北問題や一次産品問題という以前から注目されていた点については、国連局と経済局及び経済協力局との間の所掌事務の調整作業が残されていた。一九六八年六月末の幹部会で決定された機構改革実施方針では「南北問題については、

UNCTAD、ECAFE〔国連アジア極東経済委員会〕等の国連機関に関する事務は従来どおり国連局で所掌し、その実質問題についての事務は、経済局及び経済協力局において国連局と密接に連絡の上それぞれ処理する体制をとる」とされていたが、幹部会でも南北問題の位置付けが曖昧だという指摘がなされるなど、必ずしも詰め切れていない点が残されており、実施方針に基づく調整が進められることになった。

両局間の調整作業が一九六八年一〇月から翌六九年一月にかけて進められる過程では様々な案が浮上した。例えば経済局内で、「外務省内における一次産品ないし国際資源問題の取扱いが従来ばらばらであった幣^マを改め、問題を統一的に把握フォローするため、将来国連局経済課の主管している一次産品委員会及び国連専門機関主管のFAO〔国連食糧農業機関〕の一次産品別スタディグループを経済局に移し、経済局国一〔国際機関第一課〕が主管して来た国際商品協定と一括して機能的に処理することが望ましい」という意見が出された。⁽¹⁰⁾結局、将来的な経済局への移管の可能性を残しつつもUNCTADやECAFEは国連局の所管事項として確定し、経済局や経済協力局の関係各課と密接に連絡を取ることが確認されるに留まった。

以上のように、機構改革の最終調整作業では機構改革実施方針に様々な修正が行われ、経済局に関する「政経合体」を除けば、局部を超えた所掌事務の変更や再編は限定的なものに留まった。アジア局の二分割案も見送られ、実施方針では業務の整理・縮小が掲げられていた国連局の機構はほぼそのままの形で残された。大胆な改革構想が具体的な実施を検討する最終段階で骨抜きになることは機構改革に限らず行政改革一般の常であるが、この改革では関係各局においてこの最終段階で全面的に所掌事務の点検作業が行われ、地域局と機能局の双方で政策企画機能の充実が図られるなど、改革実施に向けて真摯な検討が最後まで行われた。

おわりに

一九六九年一月二七日、「政経合体」を主軸とする三カ年計画の外務省機構改革が実施に移された。経済局内の地域課は即時に地域局に移管され、各局では随時経済課方式が廃止され、一つの課で政治・経済の両面を所掌する体制が整えられていくことになる。地域局に置かれながら経済局長の区処を受けるとされた北米第二課という大きな例外を残しつつも、全体として経済局に関する「政経合体」は比較的スムーズに進められていったと言つていいだろう。この改革で地域局は強化され、各機能局の役割も再検討されることになった。

経済局の多国間機能の充実が図られたことは大きな成果である。資源問題を所掌する課が設置されたことは、一九七〇年代に入り顕在化した国際石油市場の変動に対処する上で重要な意味を持った。⁽¹⁰⁾ 資源問題を含めて七〇年代は国際経済秩序にとって激動の時代であった。七五年には国際経済秩序の変動に先進国協調の枠組みで対処する主要国首脳会議(サミット)が開始され、日本では外務省経済局の総務参事官室が事務的に補佐する役割を担った。「政経合体」を行った上で経済局の多国間外交機能を強化したことは、時宜に合った機構改革として評価できるだろう。

他方で、全省的な調整機能を含む「政策企画」担当部局の創設という当初目指された構想は中途半端なものに終わった。国際資料部は調査部への移行に向けて改組され、調査・分析・企画という三課体制を見据えた改革が実行され、一九七〇年末には調査部が発足したものの、複数の部局が関わる政策の調整機能を備えた部局の創設は見送られた。⁽¹¹⁾ 政策企画機能の強化は、限定的な「政策企画」担当部局の創設と各局の役割を見直す形で実現したのである。

以上のように当初の構想とは異なる形になったものの、「政策企画」に関する試みは機構改革を経て着実に進められた。この機構改革に際してその役割が見直された外交政策企画委員会は、六九年九月二五日に「わが国の外交政策大綱」を

取りまとめている。⁽¹⁰⁴⁾この文書は「政策企画報告（第一号）」と銘打たれ、「今後も本報告を定期的にレビューして行くこととする」と明記されているなど、関係者の意気込みが伝わってくる。また、この文書は愛知揆一外相も列席の下で詳細な検討が行われた上で採択されたものである。⁽¹⁰⁵⁾同文書は冒頭で「これをもって全省的な政策指針とすることを目的としたものではない」とされているように、実際には関係部局から寄せられた意見を外交政策企画委員会の事務局である国際資料部が中心となってまとめたものであった。また、定期的な検討を謳いながら、実際には沖縄返還交渉や日米繊維摩擦等で通常業務に追われた結果、「定期的にレビュー」されることもなく、少なくともその成果が同様の文書としてまとめられることはなかった。⁽¹⁰⁶⁾同文書は、第一部で一九七〇年代の十年間を念頭に「日本外交の前提条件」を、第二部では「今後三年ないし五年程度の施策」を対象に各論が検討されている。同時期に外務省がどのような問題を政策課題として認識していたのかを知る上では有用であり、また全省的な検討を経て作成された中長期的な情勢分析を示す文書という点では貴重だが、それ以上でも以下でも無い点には気を付ける必要があるだろう。村田良平や岡崎久彦など機構小委員会委員として改革の経緯をよく知る課長が配されたこともあり、「わが国の外交政策大綱」策定を含めて、改組された国際資料部は精力的に活動した。⁽¹⁰⁷⁾しかし、その活動が各局で立案される政策に直接大きな影響を与えたとは言い難い。本論で紹介した岡崎の「政策企画」に対する見方が正鵠を得ていたということなのだろう。

それでも、「政策企画」担当部局設置に関する一九六〇年代後半の検討は、冷戦終結後に実現する国連局の廃止を伴う総合外交政策局設置を先取りするものであり、先見性を備えていたことは指摘しておきたい。「政策企画」機能強化や日米安保条約関連業務を除いた安全保障を担う部局の構想は、その後の機構改革の検討で必ず取り上げられ、最終的に九三年八月の総合外交政策局設置に繋がったのである。⁽¹⁰⁸⁾総合外交政策局の役割は二〇〇四年の機構改革を経て高まったとはいえ、その役割は調整よりも全省的な課題や各局の所掌を跨ぐような政策に重点が置かれているように思われる。

国際関係の多角化と国内各省の国際化が進む中で、外務省の主たる任務である対外交渉の形も変容している。しかしながら、二国間関係の調整は依然として外交の現場における重要な課題であり、強力な「縦のライン」とそれを補うリダンダンシーを特徴とする外務省の機構と政策決定過程の性格が大きく変化したわけではないと見るべきだろう。

本稿で検討してきた機構改革の背景に日本の経済大国化という事情があったことを最後に改めて確認しておきたい。機構改革検討が最終段階を迎えていた一九六八年一月に行われた昭和四四年度中近東大使会議で、愛知外相は、日本の経済大国化によって「こちらが好むと好まざるとに拘らず、他動的に責任を負わされてしまった。これは非常に大きな変動ではないかと思う。我々はこのような新情勢にいかに対処して行くかについて、その発想を転換するまさにその時期にきていると感じる」と述べている。⁽¹⁰⁾ 愛知の発言はどちらかと言えば受動的な姿勢だが、経済大国として日本の行動がこれまで以上に国際関係に大きく影響を与えるという視点は機構改革の検討では前提とされていた。六〇年代後半は、沖縄返還交渉や日中国交正常化など戦後処理の大きな課題を抱える一方で、同時に経済大国化を前提にいかに関外交渉を展開していくかを検討することの重要性が、政策担当者間で認識されつつあった。それゆえ、沖縄返還交渉も日中国交正常化に向けた交渉も、「戦後処理」という課題としては捉え切れない側面を有していたのである。⁽¹¹⁾

「戦後処理」からの脱却と経済大国化にどのように対応していくかは、この機構改革に通底する問題意識であったと言える。本論では、具体的な機構改革に関する議論を中心に取り上げたが、様々な文書で日本の国際社会における地位の向上や、果たすべき役割の増大、積極的な外交活動を行う必要性といったことが繰り返し登場する。それが対外説明用の文書のみならず、内部検討用の文書からも読み取れる。また、通産省を中心に他省庁が対外政策分野で影響力を高めていく中で外務省がいかにその影響力を保持し続けるかも常に考慮されていた。⁽¹²⁾

通常、外務省では強力な「縦のライン」を中心に各政策が策定されていく。これに対して機構改革は、外務省の政策

決定としては珍しく稟議制に近いもので、関係部局の総意が無ければ実施することが難しい。機構改革における「縦のライン」を形成するのは事務次官、官房長、官房総務参事官であり、このラインのリーダーシップは決定的に重要だが、機構委員会や機構小委員会での議論を通じて各部局の意見が取り入れられる。トップダウンとボトムアップの双方がうまく機能する必要があるのである。このように進む機構改革の過程をつぶさに検証していくことで、個別の政策課題に回収されない組織として外務省全体に共有される様々な認識を明らかにすることが可能になる。

本稿の検討を踏まえて、今後は個別の政策決定と機構の関連を精査すると共に、他の大規模な機構改革についても検討を進めていくことを残された課題として指摘しておきたい。

「付記」本稿は、日本国際政治学会二〇一三年度研究大会分科会E-1「日本外交史分科会Ⅲ自由論題（戦後）」の報告ペーパー「高度経済成長期における外務省機構改革——『戦後処理』からの脱却と『政策企画』機能強化の模索」を、その後の調査をふまえて加筆修正したものである。また本稿は、サントリー文化財団の若手研究者による社会と文化に関する個人研究助成（鳥井フェロー）による研究成果の一部である。

（1）戦前については豊富な蓄積があるものの、第二次世界大戦後の外務省機構の研究は十分に進んでいないのが現状である。第二次世界大戦後から一九六〇年代後半までの外務省機構の変遷については、外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年』原書房、一九六九年、下巻、七六一―七八七頁、が基本的な事実関係を簡潔に記載しており参考になる。戦後期の外務省機構を取り上げたわずかな例外として井上勇一による以下の研究があるが、『官報』に掲載された外務省組織令や国会議事録を検討したもので、本格的な分析には至っていない。井上勇一「外務省地域局の復興に関する一考察」『法学研究』第七

六卷第七号、二〇〇三年七月、二九一五五頁、同「外務省経済局の成立に関する一考察」『法学研究』第七六卷第一号、二〇〇三年一月、三九一六八頁。日本における外交研究の古典である坂野正高『現代外交の分析——情報・政策決定・外交交渉』東京大学出版会、一九七一年、でも戦後の外務省はかなりの紙幅を割いて検討されているが、史料的な限界を抱えている。その他に、機構、人事、そして外務省内の人脈などの諸側面を多面的に検討したものとして、永野信利『外務省研究』サイマル出版会、一九七五年、があるが同書の記述も機構の変遷については限定的である。外務省に限定せずにより広く冷戦期の対外政策形成過程と関係機関について分析したものとしては、渡辺昭夫「日本の対外政策形成の機構と過程」細谷千博・綿貫譲治編『対外政策決定過程の日米比較』東京大学出版会、一九七七年、二三一五八頁、草野厚「対外政策決定の機構と過程」有賀貞他編『講座国際政治四 日本 の外交』東京大学出版会、一九八九年、五三一九二頁、がある。

(2) 坂野『現代外交の分析』一八六一一八七頁。

(3) 城山英明・坪内淳「外務省の政策形成過程」城山英明・鈴木寛・細野助博編『中央省庁の政策形成過程——日本官僚制の解剖』中央大学出版部、一九九九年、二五三—二七二頁。

(4) 本稿で用いる主要史料は外務省にファイル単位で情報公開請求を行って開示を受けた文書である（機構改革関係の文書については引用に際して初出時にファイル名及び開示請求番号を、初出以外は開示請求番号のみ記載する）。

(5) 例えば、井上正也「日本政府の一九七〇年代アジア秩序構想——中国問題を中心に」日本国際政治学会二〇一〇年度研究大会報告ペーパー、同『日中国交正常化の政治史』名古屋大学出版会、二〇一〇年、中島琢磨「沖縄返還と日米安保体制」有斐閣、二〇一二年。

(6) 一九六九年一月に実施された機構改革の詳細は斉藤鎮男（外務省官房長）「外務省機構改革の実施によせて」『経済と外交』一九六九年一月一日号、三一七頁、「外務省の経済関係機構改革」（官房総務参事官室）『経済と外交』一九六九年一月一日号、八一九頁、経済局総務参事官室「外務省の機構改革と事務分担の変更」『経済と外交』一九六九年二月一五五頁、二二一—二四頁、「外務省の経済関係機構改革について」（外務省大臣官房総務参事官室 田島高志）『時の法令』第六七二号、一九六九年三月、三四—四一頁、を参照。また当事者の回顧として、斎藤鎮男「外交——私の体験と教訓」サイマル出版会、一九九一年、九九—一一〇頁、村田良平「村田良平回想録（上巻）——戦いに敗れし国に仕えて」ミネルヴァ書房、二〇〇八年、一八七—二一四頁。

- (7) 「戦後処理」からの脱却と政策企画機能強化の模索という視座は、日本国際政治学会二〇一〇年度研究大会部会一「経済大國化」と日本外交の新局面」の問題意識を引き継いだものである。
- (8) 以下、本稿における機構改革の基本的な事実関係の記述は、特に断りの無い限り『わが外交の近況』各年版及び『官報』の記載事項に基づく。
- (9) 機構委員会が設けられても大規模な機構改革を目的としない場合もある。例えば一九七九年には機構委員会及びWG（ワーキング・グループ）小委員会に相当が設置され、約半年間の検討が行われたが、課題の洗い出しという側面が強く大規模な機構改革は当初から目的として挙げられていなかった。「機構委員会報告」一九七九年八月一日（「機構委員会」外務省情報公開：二〇一〇四三〇）。
- (10) 高裁案「機構委員会の設置について」一九六五年二月二〇日（『外務省行政組織関係雑件 外務省機構改革関係 機構委員会』外務省情報公開：二〇一〇〇六七二）。
- (11) 高裁案「経済局に中近東担当書記官を配属せしめる件」一九五七年三月一八日、及び各部局課長宛経済局長回章（一九五七年二月一七日）、戦後期外務省記録『外務省行政組織関係雑件 特別組織関係（省内限りのもの）第1巻』(A1311-10)。
- (12) 外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年』下巻、七七―七七二頁。
- (13) 平原毅『英国大使の外交人生』河出書房新社、一九九五年、二七五―二七六頁。大河原良雄へのインタビュー（二〇一二年七月一九日、東京）。大河原氏は、アメリカ局長、駐米大使などを歴任した知米派の代表的な外交官として知られているが、人事課長、官房長など人事行政の中枢を歩んだ経歴も持っている。
- (14) 井上「外務省経済局の成立に関する一考察」五六頁、斎藤『外交』一〇七頁。通産省設置については、通産産業省通商産業政策史編纂委員会編『通商産業政策史 第四巻―第1期 戦後復興期（三）』通商産業調査会、一九九一年、三七―四四二頁、村井哲也『戦後政治体制の起源―吉田茂の「官邸主導」』藤原書店、二〇〇八年、二九四―二九八頁、を参照。
- (15) 外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年』下巻、七七〇―七七二頁。
- (16) 中島敏次郎（井上正也・中島琢磨・服部龍二編）『外交証言録 日米安保・沖縄返還・天安門事件』岩波書店、二〇一二年、二五七頁、井上「日本政府の一九七〇年代アジア秩序構想」三四頁。戦後日本外交における外務省条約局の役割については、同書の解題（井上正也「解題「外交証言録」に見る戦後日本外交」）二一五頁、友田錫『入門・現代日本外交―日中国交

- 正常化以後』中央公論社〔中公新書〕、一九八八年、一四二頁、薬師寺克行『外務省——外交力強化への道』岩波書店〔岩波新書〕、二〇〇三年、七七―七九頁。また、外務省条約局長経験者による論考として柳井俊二『日本外交における国際法』国際法学会編『日本と国際法の一〇〇年 第一巻 国際社会の法と政治』三省堂、二〇〇一年、一五六―一八一頁、も参照。
- (17) 鈴木宏尚『OECD加盟の外交過程——「政治経済一体」路線としての自由陣営における外交的地平の拡大』『国際政治』第一四〇号、二〇〇五年三月、五七―七二頁、同『池田政権と高度成長期の日本外交』慶應義塾大学出版会、二〇一三年。
- (18) 日本の経済外交の目標として山本満は『西方先進諸国への同質化とそのグループの一員としての国際的地位の確立、そして日本経済の成長を制約する外的要因の除去』を挙げているが、これをキャッチアップのための外交と捉えることは可能だろう。山本満『日本の経済外交——その軌跡と転換点』日本経済新聞社〔日経新書〕、一九七三年、三〇頁。
- (19) 官総参『外務省運営のための三ヶ年計画（第一次案）』一九五八年一月二二日〔「機構委 基本資料」外務省情報公開…二〇一〇―〇一〇―〇二二七〕、官総参『外務省運営三ヶ年計画 第二次案』一九五八年三月二二日〔外務省情報公開…二〇一〇―〇〇二二七〕。
- (20) 官総「政策企画委員会設置要領（第二案）」、戦後期外務省記録『本邦対外政策調査研究関係雑集 外交政策企画委員会 第一巻』(A.1.10.19)。同文書は「第二案」となっているが、ファイルの冒頭に収録されており、続く文書は実際の委員会記録であることから、最終的に設置された外交政策企画委員会の役割を定めたものと考えられる。
- (21) 国際資料部長「省内態勢刷新について」一九六四年七月九日〔外務省行政組織関係雑件 外務省機構改革関係 機構委員会 機構小委員会 第一巻』外務省情報公開…二〇一〇―〇〇六七三〕。
- (22) 「省内態勢刷新について」は、条約局の法規課機能を拡充した上で法律局に改組して筆頭局に位置付けるといった構想も提示していた。これは条約や政府間協定締結交渉中心の条約局から、アメリカの国務省における法律顧問的な機能を付加して「条約のみならず外務省の関係する法律問題の最高権威」として条約局を改組するものであり、「戦後処理」外交の後を見据えた構想として興味深い。官総参「第二九二回外交政策企画委員会記録」一九六四年七月二九日〔外務省情報公開…二〇一〇―〇〇六七三〕。
- (23) 同右。

- (24) 小川「機構改革案の問題点」一九六四年八月二二日（外務省情報公開：二〇一〇一〇〇六七三）。
- (25) 第一回日米政策企画協議開催の経緯については、吉田真吾『日米同盟の制度化——発展と深化の歴史過程』名古屋大学出版会、二〇一二年、九〇—九二頁。
- (26) 小川平四郎国際資料部長「渡米報告」一九六四年一〇月二日（外務省情報公開：二〇〇六—一〇一四三）。同文書は、吉田真吾氏にご提供頂いた。記して感謝したい。
- (27) 小川国際資料部長が私案として作成した「省内態勢刷新について」でも、地域局の機能強化が重視されており、この観点から「政経合体」が唱えられていた。
- (28) 官総参「第二九七回外交政策企画委員会記録」一九六四年九月九日（外務省情報公開：二〇一〇一〇〇六七三）。
- (29) 官総参「第三一二回外交政策企画委員会記録」一九六五年一月二七日（外務省情報公開：二〇一〇一〇〇六七三）。
- (30) 同右。
- (31) 作成者なし「外務省の機構改革について」一九六五年五月一七日（外務省情報公開：二〇一〇一〇〇二二七）。
- (32) 前掲「機構委員会」の設置について」。
- (33) 官房総務参事官室「機構及び定員に関する委員会第一回会合議事要旨」一九六六年二月一日（外務省情報公開：二〇一〇一〇〇六七二）。
- (34) 官房総務参事官室「機構小委員会第一回会合議事要旨」一九六六年二月一五日（『外務省行政組織関係雑件 外務省機構改革関係第一巻』外務省情報公開：二〇一〇一〇〇六七〇）。
- (35) 官房総務参事官室「機構小委員会第四回会合議事要旨」一九六六年三月一〇日（外務省情報公開：二〇一〇一〇〇六七〇）。
- (36) 官房総務参事官室「機構委員会第三回会合議事要旨」一九六六年三月一六日（外務省情報公開：二〇一〇一〇〇六七二）。
- (37) 官房総務参事官室「機構小委員会第五回会合議事要旨」一九六六年三月一七日（外務省情報公開：二〇一〇一〇〇六七〇）。
- (38) 官房総務参事官室「機構委員会第四回会合議事要旨」一九六六年四月五日（外務省情報公開：二〇一〇一〇〇六七二）。
- (39) 官房総務参事官室「機構委員会第五回会合議事要旨」一九六六年四月一二日（外務省情報公開：二〇一〇一〇〇六七二）。
- (40) 作成者なし「外務大臣の複数制について」一九六六年四月一四日（外務省情報公開：二〇一〇一〇〇六七二）。
- (40) 機構小委員会「長期的視野に立った外務省の機構改革について」一九六六年六月（外務省情報公開：二〇一〇一〇〇六七二）。

- (41) 機構小委員会「外交政策の企画立案機能の強化について」一九六六年五月（外務省情報公開：二〇一〇〇六七二）。同文書は、機構小委員会メンバーであった岡崎久彦（国際連合局政治課 及び枝村純郎（北米局北米課）の作成ペーパーと内容的に重複しており、両氏が政策企画機能強化検討の中心であったと思われる。岡崎「本省の政策立案機能について」一九六六年五月七日、枝村「政策企画立案機能の強化（案）」一九六六年五月九日、戦後期外務省記録「外務省機構（本省）」（二〇一四―二六八〇）。
- (42) 官房総務参事官室「機構小委員会第二回合議事要旨」一九六六年二月三日（外務省情報公開：二〇一〇〇〇六七〇）。
- (43) 官房総務参事官室「機構小委員会第六回合議事要旨」一九六六年三月三〇日（外務省情報公開：二〇一〇〇〇六七〇）。
- (44) 機構小委員会「政経合体について」一九六六年四月一日（外務省情報公開：二〇一〇〇〇六七〇）。
- (45) 機構小委員会「政経合体の是非に関する意見」一九六六年五月、及び機構小委員会「外務省の経済外交に果すべき役割についての一考察―特に政経合体との関連において―」一九六六年五月一七日、前掲「外務省機構（本省）」。
- (46) 作成者なし「外務省機構について」一九六六年八月一八日（外務省情報公開：二〇一〇〇〇二二七）。
- (47) 前掲「外務省の経済外交に果すべき役割についての一考察―特に政経合体との関連において―」。
- (48) 外務省「本省機構の整備を必要とする理由 昭和四二年度予算」日付なし（『外務省行政組織関係雑件 外務省機構改革関係第二巻』外務省情報公開：二〇一〇〇〇六七二）、作成者なし「昭和四二年度本省機構要求」一九六六年七月一五日（『外務省行政組織関係雑件 外務省機構改革関係第二巻』外務省情報公開：二〇一〇〇〇六七四）。
- (49) 官房総務参事官室「昭和四二年度本省機構要求（各局要求原案）」一九四六年六月（外務省情報公開：二〇一〇〇〇六七二）。
- (50) 官房総務参事官室「機構小委員会第一六回合議事要旨」一九六六年九月一九日（外務省情報公開：二〇一〇〇〇六七四）、官房総務参事官室「機構小委員会第一七回合議事要旨」一九六六年一二月二三日（外務省情報公開：二〇一〇〇〇六七四）。
- (51) 作成者なし「外務省機構第一次改革案」一九六七年一月三二日（外務省情報公開：二〇一〇〇〇二二七）。
- (52) 斎藤「外交」一〇七―一〇八頁。なお、「外務省機構第一次改革案」に付属する手書きの草案には官房長、官房総務参事官、官房書記官のサインが残されている。
- (53) 中国問題をめぐる外務省内の論争については、井上「日本政府の一九七〇年代アジア秩序構想」、が詳しい。

- (54) 官房総務参事官室「機構小委員会第一八回会合議事要旨」一九六七年二月一日(外務省情報公開：二〇一〇〇六七四)、官房総務参事官室「機構小委員会第一九回会合議事要旨」一九六七年二月一〇日(外務省情報公開：二〇一〇〇六七四)。
- (55) 官房総務参事官室「機構小委員会第二六回会合議事要旨」一九六七年二月一五日(外務省情報公開：二〇一〇〇六七四)。
- (56) 高裁案「機構小委員会の委員交代について」一九六七年一〇月二一日(外務省情報公開：二〇一〇〇六七四)。この高裁案に先立って機構小委員会の委員交代の方針が機構委員会で報告・了承されている。官房総務参事官室「機構委員会第一三回会合議事要旨」一九六七年九月五日(外務省情報公開：二〇一〇〇六七二)。
- (57) 高裁案「機構小委員会の委員委嘱について」一九六八年二月八日(外務省行政組織関係雑件 外務省機構改革関係 機構委員会 機構小委員会第三卷「外務省情報公開：二〇一〇〇六七五」)。
- (58) 斎藤「外交」一〇八頁、村田「村田良平回想録(上巻)」一八五頁。
- (59) 報道課「下田次官霞クラブ・民放クラブ懇談記録」一九六六年七月八日(外務省情報公開：二〇一〇〇六七二)。
- (60) 前掲「機構小委員会第二六回会合議事要旨」。
- (61) 官房総務参事官室「機構小委員会第二七回会合議事要旨」一九六七年一二月二一日(外務省情報公開：二〇一〇〇六七四)。
- (62) 官房総務参事官室「機構小委員会第三二回会合議事要旨」一九六八年三月一五五(外務省情報公開：二〇一〇〇六七五)。
- (63) 作成者なし「政経合体第一段階における経済局再編成図(案)」一九六八年三月一四日(外務省情報公開：二〇一〇〇六七五)。
- (64) 機構小委員会「政経合体完成図(案)」一九六八年三月一三三(外務省情報公開：二〇一〇〇六七五)。
- (65) 官房総務参事官室「機構小委員会第三三回会合議事要旨」一九六八年三月二二日(外務省情報公開：二〇一〇〇六七五)。
- (66) 機構小委員会「政経合体完成図(案)」一九六八年三月二二日(外務省情報公開：二〇一〇〇六七五)。
- (67) 加藤委員「機構改革と国連局について」一九六八年三月一八日(外務省情報公開：二〇一〇〇六七五)。
- (68) 機構小委員会「政経合体について」一九六八年四月一一日(外務省情報公開：二〇一〇〇六七六)。
- (69) 官房総務参事官室「第三四回機構小委員会議事要旨」一九六八年四月二六日(外務省情報公開：二〇一〇〇六七五)。
- (70) 官房総務参事官室「機構小委員会第二八回会合議事要旨」一九六八年一月五五(外務省情報公開：二〇一〇〇六七五)。

- (71) 岡崎資料課長「政策企画及び情勢分析の機能について」一九六七年二月二五日(外務省情報公開：二〇一〇〇六七五)。
- (72) 前掲「機構小委員会第二八回会合議事要旨」。
- (73) 官房総務参事官室「機構小委員会第二九回会合議事要旨」一九六八年二月二八日(外務省情報公開：二〇一〇〇六七五)。
- (74) 村田「村田良平回想録(上巻)」一八八頁。
- (75) 機構小委員会「情勢分析、政策企画及び総合政務的機能について(政経合体との関連において)」一九六八年四月一二日(『外務省機構改革』外務省情報公開：二〇一〇〇六七六)。
- (76) 前掲「第三四回機構小委員会議事要旨」。本稿の検討対象からは外れるが、機構小委員会で継続的に審議されてきた人事行政についても「[局部課]制と「官」制について」「定員の配置について」「中級職員の処遇について」の三部の答申を次回機構委員会に提出されることが決定されている。
- (77) 官房総務参事官室「機構委員会(五月二日及び四日)議事要旨録(未定稿)」一九六八年五月一〇日(外務省情報公開：二〇一〇〇六七五)。通常、機構委員会は一日の開催だが、この第一四回会合は二日間に分けて開催されている。
- (78) アジア局長・北米局長・中南米移住局長・欧亜局長・中近東アフリカ局長「情勢分析、政策企画及び総合政務的機能について」の意見」一九六八年五月一日(外務省情報公開：二〇一〇〇六七六)。
- (79) 作成者なし「総合政務部(仮称)の具体的担当分野について(案)」一九六八年五月八日(外務省情報公開：二〇一〇〇六七六)。
- (80) 国連局「行政改革案及び意見」一九六八年四月(外務省情報公開：二〇一〇〇六七六)。
- (81) 官房総務参事官室「本省機構改革問題等についての機構委員会の討議(五月二日、四日及び一四日)における主要意見」一九六八年五月二四日(外務省情報公開：二〇一〇〇六七二)。
- (82) 第一六回及び第一七回機構委員会の議事要旨は残されていないが、委員から寄せられた意見が、「外務省機構改革実施方針(案)」に書き込まれている。外務省「外務省機構改革実施方針(案)」一九六八年五月(外務省情報公開：二〇一〇〇六七六)。
- (83) 外務省「外務省機構改革実施方針(案)」一九六八年六月(外務省情報公開：二〇一〇〇六七五)。
- (84) 外務省「外務省機構改革実施方針」一九六八年六月二四日(外務省情報公開：二〇一〇〇六七六)。

- (85) 村田『村田良平回想録(上巻)』一九三―一九四頁。一九六八年四月二二日に資料課は分析課に改編されたため、岡崎の職名も機構小委員会での検討時から変更されている。
- (86) 官房総務参事官室「昭和四四年度本省機構要求」一九六八年八月八日(外務省情報公開…二〇一〇〇六七六)。
- (87) 若杉「経済関係機構改革実施委員会第一回議事要旨」一九六八年七月二日(外務省情報公開…二〇一〇〇六七二)。
- (88) 作成者なし「第二回実施委員会」一九六八年七月二日(外務省情報公開…二〇一〇〇六七二)。
- (89) 作成者なし「経済関係機構改革実施計画」一九六八年八月一日(外務省情報公開…二〇一〇〇六七六)。
- (90) 技術協力課長「政経合体に伴う技術協力事務移管準則」一九六九年一月二七日(『外務省機構改革／経済協力局内編成』外務省情報公開…二〇一〇〇六七七)。
- (91) 経済協力局「機構改革後の経済協力局の局内編成について」(外務省情報公開…二〇一〇〇六七七)。
- (92) 作成者・作成日なし「高裁案」(外務省情報公開…二〇一〇〇六七二)。この文書は、経済関係機構改革に伴う各地域局の受け入れに関する文書の冒頭に置かれたもので「日米間の経済問題」に関する所掌事務についてのみ記載されている。
- (93) 北米局「機構改革における北米第二課の取扱いについて」一九八三年六月一三日『機能強化対策／経済局機構問題』外務省情報公開…二〇一〇〇六七七、および、渡邊幸治へのインタビュー(二〇〇九年四月一八日、東京)。渡邊氏は政経合体機構改革の直後に経済局に勤務し、八〇年代後半には経済局長を務めている。
- (94) 作成者なし「機構改革に関する経済局意見」一九六八年九月一日(外務省情報公開…二〇一〇〇六七六)。
- (95) 経総「国際資源課の設置について」一九六七年七月二六日(『外務省機構改革／資源課設置』外務省情報公開…二〇〇九一〇〇四二〇)。
- (96) 経総「国際資源課の設置について」一九六七年八月四日(外務省情報公開…二〇〇九一〇〇四二〇)。
- (97) 一九七〇年代前半の資源問題に関する外務省機構改革の詳細については、拙稿「戦後日本における資源外交の形成 一九六七―一九七四年」慶應義塾大学博士論文、二〇一三年三月、六〇―六四頁及び七二―七七頁、を参照。
- (98) 前掲「外務省機構改革実施方針」。
- (99) 作成者・作成日なし「局長発言(六、二四幹部会)」(外務省情報公開…二〇一〇〇六七六)。作成日は書かれていないが、内容および前後の収録文書から考えて一九六八年に作成されたことは間違いない。

- (100) 経統「一次産品問題の取扱い」一九六八年一月二九日（外務省情報公開：二〇一〇〇六七六）。
- (101) ただし、例外的に中近東アフリカ局では経済課方式が取られず、一課削減という形になった。
- (102) 拙稿「戦後日本における資源外交の形成 一九六七―一九七四年」。
- (103) ただし、村田良平企画課長の後任には加藤吉弥経済統合課長が充てられるなど、省内人事上、調査部企画課長は右翼課長の一つという扱いであった。村田『村田良平回想録（上巻）』一九七一―一九八頁。
- (104) 外交政策企画委員会「わが国の外交政策大綱」一九六九年九月二五日（外務省ホームページ：<http://www8.cao.go.jp/jyouthou/tousin/h16-14/652.pdf> [二〇一四年九月二二日最終アクセス]）。
- (105) 国際資料部「第一回外交政策企画委員会記録」日付なし、国際資料部「第二回外交政策企画委員会記録」日付なし、国際資料部「第三回外交政策企画委員会記録」日付なし、国際資料部「第四回外交政策企画委員会記録」日付なし、いずれも戦後期外務省記録『本邦外交政策／外交政策企画委員会（第一―四回）記録』（二〇一三―一八五四）所収。開催日は第一回が一九六九年七月一八日、第二回が八月二九日、第三回が九月二日、第四回が九月四日であることが文書内に明記されており、愛知外相は第一回及び第二回に出席し討議に参加している。
- (106) 「平成一六年度（行情）答申第六五二号」二〇〇五年三月二九日（内閣府ホームページ：<http://www8.cao.go.jp/jyouthou/tousin/h16-14/652.pdf> [二〇一四年一〇月二二日最終アクセス]）。
- (107) 村田『村田良平回想録（上巻）』一九四―二二四頁。
- (108) 官総「機構の見直し（政策企画機能の強化について）」一九七九年五月九日（外務省情報公開：二〇一〇〇四三三〇）、官総「機構の見直し（安全保障問題の処理体制）」一九七九年五月二三日（外務省情報公開：二〇一〇〇四三三〇）、官総「機構委員会第一回会議概要（メモ）」一九八二年四月二一日（『機構委員会』外務省情報公開：二〇一〇一〇〇二一九）。
- (109) 中近東アフリカ局中近東課「昭和四四年度中近東大使会議議事要録」一九六八年一月（外務省情報公開：二〇〇九―〇〇五七〇）。
- (110) 中島琢磨「沖縄返還と日米安全保障関係の新展開――事前協議制度の沖縄への適用をめぐる――」日本国際政治学会二〇一〇年度研究大会報告ペーパー、一―三三〇頁、井上「日本政府の一九七〇年代アジア秩序構想」。
- (111) 例えば、前掲「外務省機構について」、前掲「政経合体について」。

【資料１】機構委員会開催記録

	開催日	検討事項
第１回	1966年２月11日	官房長説明（政経合体／中南米・移住局・経済協力庁構想／局課制）
第２回	1966年３月１日	第１・２回小委説明／政経合体／中南米・移住局（領事局問題含む）
第３回	1966年３月15日	第３・４回小委説明／政経合体／領事移住局／官房／局課制／外相複数制
第４回	1966年４月５日	第５・６回小委説明／外相複数制
第５回	1966年４月12日	外相複数制
第６回	1966年４月19日	政経合体
第７回	1966年５月17日	機構小委提出ペーパー検討（機構改革３ヵ年計画〔政策企画部構想〕）
第８回	1966年５月23日	政策企画立案機能強化（政務総局の構想）
第９回	1966年５月31日	機構改革３ヵ年計画
第10回	1966年６月９日	機構改革３ヵ年計画／昭和42年度機構要求／在外公館
第11回	1966年６月21日	在外公館（「在外公館の増設及び充実について」）／行管からの依頼説明／機構委・小委の役割分担／昭和42年度機構要求
第12回	1966年７月27日	定員
第13回	1967年９月５日	官房長挨拶／人事行政（「人事政策のあり方について」）／小委付託事項
第14回	1968年５月２日・４日	機構改革３ヵ年計画／政経合体／情勢分析及び政策企画／局課制／定員
第15回	1968年５月14日	機構改革について
第16回	1968年６月４日	機構改革について ※開催案内のみで議事要旨無し（配付資料あり）
第17回	1968年６月６日	機構改革について ※開催案内のみ
第18回	1968年９月５日	機構改革について ※開催案内のみ
第19回	1968年９月10日	機構改革について ※開催案内のみ
第20回	1968年９月13日	機構改革について ※開催案内のみ

（『外務省行政組織関係雑件 外務省機構改革関係 機構委員会』（外務省情報公開：二〇一〇－〇〇六七二）、『外務省機構改革』（外務省情報公開：二〇一〇－〇〇六七六）所収の各回議事要旨に基づいて筆者作成）

【資料２】機構小委員会開催記録

	開催日	検討事項
第１回	1966年２月15日	機構委・機構小委設置経緯説明／委嘱事項説明
第２回	1966年２月23日	政経合体／中南米・移住局改組及び領事局新設／官房強化・国資部／局課制
第３回	1966年３月２日	第２回機構委説明／委嘱事項説明・検討／中南米局・移住局改組
第４回	1966年３月10日	委員による試案検討（政経合体及び領事局）／外相複数制に関する研究指示
第５回	1966年３月17日	第３回機構委説明／外相複数制／局課制／政経合体
第６回	1966年３月30日	政経合体

第7回	1966年4月11日	外務大臣複数制／政経合体／政策企画立案機能強化
第8回	1966年4月18日	「政経合体についての小委員会報告書（案）」
第9回	1966年4月22日	第6回機構委説明（政経合体）／政経合体
第10回	1966年5月10日	政策企画立案機能強化／官房／情文局／中南米局・移住局
第11回	1966年5月13日	機構改革全般（長期的視野）／政経合体／経済外交／政策企画立案機能強化／移住領事局&中南米局設置案／機構改革3ヵ年計画
第12回	1966年6月7日	第7～9回機構委説明／在外公館
第13回	1966年6月24日	第10・11回機構委説明（小委案承認）／定員
第14回	1966年7月25日	定員
第15回	1966年8月3日	第12回機構委説明／機構改革3ヵ年計画／定員／在外公館／人事行政
第16回	1966年9月19日	人事行政（「長期的な人事行政について」他）
第17回	1966年12月23日	人事行政（「人事政策のあり方」）
第18回	1967年2月1日	経済協力庁構想
第19回	1967年2月10日	経済協力（「わが国の経済技術協力上の問題点とその解決策」）
第20回	1967年4月21日	人事行政（「人事政策のあり方」）
第21回	1967年4月28日	人事行政（「人事政策のあり方」）
第22回	1967年11月1日	第13回機構委説明（付託事項追加）
第23回	1967年11月17日	人事行政（中級職制度・中級試験制度・研修と訓練・中級職員登用）
第24回	1967年11月14日	人事行政（「外務省における人事政策一特に中級職員等の処遇について」）
第25回	1967年12月1日	人事行政（「外務省における人事政策一特に中級職員等の処遇について」）
第26回	1967年12月15日	政経合体
第27回	1967年12月21日	政経合体
第28回	1968年1月5日	政策企画及び情勢分析の機能全般について
第29回	1968年2月28日	官房長指示（総合政務局設置構想）／「外務省機構改革の問題点」（政経合体・情勢分析及び政策企画・官房）
第30回	1968年3月6日	人事行政（中級職員処遇・勤務評定）
第31回	1968年3月15日	人事行政（勤務評定）／政経合体
第32回	1968年3月22日	国連局／政経合体
第33回	1968年4月12日	情勢分析及び政策企画／在外公館／その他（定員・政経合体・3ヵ年計画）
第34回	1968年4月26日	政経合体（「政経合体について」「政経合体実施のタイムテーブル」）
第35回	1968年5月10日	第14・15回機構委説明（付託事項追加〔総合政務部構想含む〕・討議）
第36回	1968年6月11日	「外務省機構改革実施方針（案）」
第37回	1968年7月26日	「在外公館のあり方」
第38回	1968年10月22日	「在外公館のあり方」

（『外務省行政組織関係雑件 外務省機構改革関係 第一巻』（外務省情報公開：二〇一〇－〇〇六七〇）、『外務省行政組織関係雑件 外務省機構改革関係 機構委員会 機構小委員会 第二巻』（外務省情報公開：二〇一〇－〇〇六七四）、『外務省行政組織関係雑件 外務省機構改革関係 機構委員会 機構小委員会 第三巻』（外務省情報公開：二〇一〇－〇〇六七五）所収の各回議事要旨に基づいて筆者作成）